

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年3月25日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和7年度資源ごみ回収拠点運営業務B

(2) 契約の概要

ア 業務内容

「使用済小型家電」「古紙」「布類」「リターナブルびん」「プラスチック製品」「傘」「金属」の回収拠点を運営するとともに、回収物の選別及び解体等を行う。

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村3番地の5

旭川市環境部クリーンセンター

電話 0166-36-2213

2 契約の相手方の選定基準

(1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設（事業所）を設置する法人であること。

(2) 地域バランスを考慮し、設置場所が豊岡・西・中央・大成・朝日・啓明方面にあること。

(3) 選定する法人の履行場所は、資源物の回収拠点として広く市民に認識されており、廃止した場合市民の利便性を損ない、かつ、ごみの減量、資源化に影響を与える恐れがあること。

(4) 保管場所、作業場所及び作業に必要な工具、人員等を有しており、資源物の選別等の実績があること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2を満たす、特定非営利活動法人ニムビン（履行場所 ニムビン 旭川市豊岡8条5丁目2番4号）から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。

4 その他

支払い方法は、翌月払いとする。